

選挙運動用自動車に係る設備外積載等許可申請手続きについて

選挙運動用自動車で設備外積載等許可申請手続きが必要となる候補者は、下記添付資料を確認のうえ、手続き願います。

なお、平成 31 年 4 月の統一地方選挙から、事前検査並びに告示日に役場庁舎前へ車両を持ち込みでの検査は実施していませんので、ご注意ください。

また、手続に関する詳細については、中標津警察署交通課が担当となりますので、詳細については日程に余裕をもって窓口での確認をお願いします。

1 添付資料

(1) 北海道警察から選挙運動用自動車にかかる設備外積載等許可申請についてのお知らせ

(2) 選挙運動用自動車に係る設備外積載等許可申請について

(3) 許可申請書記載例

(4) 別紙 (運転者 2 名以上の場合に作成)

(5) 自動車車検証 (写し)

※法律改正により令和 5 年 1 月以降に登録した車両を使用する場合は登録事項証明書が必要です。

(6) 運転免許証 (写し)

(7) 図面 (4 種類) ～自動車形状に合うものを使用して下さい。

(8) 申請車両の写真

2 留意事項

(1) 申請から許可証発行まで、4 日間 (申請の受理状況によりさらに時間を要することもあります) を要することですので、早めの申請をご検討願います。

(2) 選挙運動期間以外の車両の運行は、経路図の提出が必要となります。

(例、告示日の立候補届出受理前の車両の運行。選挙運動期間終了後の車両の運行等)

※詳細については、上記添付資料 (2) の 2 (2) 申請車両の運転期間・運転経路を参照願います。

(3) 申請書等は北海道警察ホームページから取得可能です。

https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/down_load/down_load.html#14

(4) 設備外積載等許可は、あくまで道路交通法上の許可であり、掲示等の文書図画に係る事柄は、公職選挙法が適用されますので、関係法令をご確認ください。

3 その他

不明な点がある場合は、必ず事前に中標津警察署交通課に問合せ下さい。

(平日午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで)

中標津警察署 72-0110

※注意※

許可申請時に対象車両を警察署に持込むことは、絶対にしないでください。
許可証発行前に対象車両を公道にて走行させた場合、道路交通法に抵触します。

別添1

立候補する方へ

北海道警察から選挙運動用自動車にかかる設備外積載等許可申請についてのお知らせ

1 選挙運動用自動車で、設備外積載等許可が必要となる方は、事前に、選挙運動用自動車の出発地を管轄する警察署等で設備外積載等許可申請に係る書類の交付を受けてください。

2 車両を持ち込んでの事前審査と告示日当日の確認（本審査）は行いません。

3 告示日前（事前）に必要な事項を記載した申請書に図面や写真等を添付して出発地を管轄する警察署から許可を受けてください。

許可の期間は、選挙運動用自動車に看板を積載した状態で運行する期間となります。

※ 選挙運動期間（告示日から投票日の前日）ではありません。

4 許可の審査は、申請書に添付された図面や写真等で審査しますので、警察署に車両は持ち込まないでください。

5 許可申請の方法については、出発地を管轄する警察署（別添2）に確認してください。

6 設備外積載等許可は、あくまで道路交通法上の許可であり、公職選挙法上、当該自動車が選挙運動用自動車として問題がないことまで認定するものではありません。

7 仮に、当該自動車に公職選挙法上（選挙運動用自動車に使用できる車種や看板の覆いが必要な時期など）の問題が認められた場合には、選挙運動に使用できなくなる可能性がありますから、当該自動車に係る公職選挙法上の問題の有無については、必要に応じ選挙管理委員会に確認をお願いします。

北海道警察本部 交通規制課

名称	住所	加入電話
札幌方面中央警察署	札幌市中央区北1条西5丁目4	(011)242-0110
札幌方面東警察署	札幌市東区北16条東1丁目3-15	(011)704-0110
札幌方面西警察署	札幌市西区西野2条5丁目3-60	(011)666-0110
札幌方面南警察署	札幌市中央区南29条西1丁目1	(011)552-0110
札幌方面北警察署	札幌市北区北24条西8丁目2-20	(011)727-0110
札幌方面白石警察署	札幌市白石区菊水3条5丁目4-2	(011)814-0110
札幌方面豊平警察署	札幌市豊平区豊平7条13丁目1-15	(011)813-0110
札幌方面厚別警察署	札幌市厚別区厚別中央2条4丁目5-20	(011)896-0110
札幌方面手稲警察署	札幌市手稲区富丘1条4丁目3-1	(011)686-0110
札幌方面江別警察署	江別市弥生町23	(011)382-0110
札幌方面千歳警察署	千歳市東雲町5丁目61	(0123)42-0110
札幌方面岩見沢警察署	岩見沢市10条東2丁目1	(0126)22-0110
札幌方面栗山警察署	夕張郡栗山町朝日3丁目115-11	(0123)72-0110
札幌方面美唄警察署	美唄市東1条北7丁目1-1	(0126)63-0110
札幌方面砂川警察署	砂川市東2条南5丁目1	(0125)54-0110
札幌方面滝川警察署	滝川市緑町1丁目1-12	(0125)24-0110
札幌方面赤松警察署	赤平市東大町3丁目2	(0125)32-0110
札幌方面小樽警察署	芦別市南1条東2丁目12-12	(0124)22-0110
札幌方面余市警察署	小樽市富岡1丁目7-1	(0134)27-0110
札幌方面余市警察署	余市郡余市町朝日町27	(0135)22-0110
札幌方面倶知安警察署	虻田郡倶知安町南1条東2丁目	(0136)22-0110
札幌方面岩内警察署	岩内郡岩内町字高台5	(0135)62-0110
札幌方面伊達警察署	伊達市館山町10-22	(0142)22-0110
札幌方面室蘭警察署	室蘭市東町4丁目27-10	(0143)46-0110
札幌方面苫小牧警察署	苫小牧市旭町3丁目5-12	(0144)35-0110
札幌方面門別警察署	沙流郡日高町富川東1丁目4-1	(0145)62-0110
札幌方面静内警察署	日高郡新ひだか町静内古川町1丁目3-22	(0146)43-0110
札幌方面浦河警察署	浦河郡浦河町築地2丁目2-4	(0146)22-0110
函館方面函館中央警察署	函館市五稜郭町15-5	(0138)54-0110
函館方面函館西警察署	函館市海岸町11-27	(0138)42-0110
函館方面森警察署	茅渚郡森町字上台町299-6	(0137)42-0110
函館方面八雲警察署	二世郡八雲町富士見町113	(0137)64-2110
函館方面木古内警察署	上磯郡木古内町字本町550-3	(0139)22-4110
函館方面函館松前警察署	松前郡松前町字福山164	(0139)42-3110
函館方面江差警察署	樺山郡江差町字上野町30	(0139)52-0110
函館方面せたな警察署	久遠郡せたな町北檜山区徳島4-17	(0137)84-6110
旭川方面旭川中央警察署	旭川市6条通10丁目左10号	(0166)25-0110
旭川方面旭川東警察署	旭川市1条通25丁目487-6	(0166)34-0110
旭川方面士別警察署	士別市東5条5丁目1	(0165)23-0110
旭川方面名寄警察署	名寄市大通南1丁目2	(0165)42-0110
旭川方面美深警察署	中川郡美深町字美深263	(0165)62-0110
旭川方面枝幸警察署	枝幸郡枝幸町本町705-2	(0163)62-0110
旭川方面稚内警察署	稚内市大黒1丁目6-48	(0162)24-0110
旭川方面富良野警察署	富良野市若葉町11-1	(0167)22-0110
旭川方面深川警察署	深川市5条1-12	(0164)23-0110
旭川方面留萌警察署	留萌市高砂町3丁目5-1	(0164)42-0110
旭川方面羽幌警察署	苫前郡羽幌町南4条4丁目13	(0164)62-2110
旭川方面天塩警察署	天塩郡天塩町新栄通9丁目	(0163)22-2110
釧路方面釧路警察署	釧路市黒金町10丁目5	(0154)23-0110
釧路方面厚岸警察署	厚岸郡厚岸町真栄1丁目7	(0153)52-0110
釧路方面弟子屈警察署	川上郡弟子屈町中央2丁目9-28	(0154)82-2110
釧路方面根室警察署	根室市弥栄町1丁目17	(0153)24-0110
釧路方面中標津警察署	標津郡中標津町西5条南1丁目2-4	(0153)72-0110
釧路方面池田警察署	中川郡池田町西3条6丁目10-1	(0155)72-0110
釧路方面本別警察署	中川郡本別町北1丁目4-20	(0156)22-0110
釧路方面帯広警察署	帯広市西1条北1丁目1	(0155)25-0110
釧路方面新得警察署	上川郡新得町4条南6丁目1-2	(0156)64-0110
釧路方面広尾警察署	広尾郡広尾町並木通東1丁目2-3	(0155)82-0110
北見方面北見警察署	北見市青葉町6-1	(0157)24-0110
北見方面遠軽警察署	紋別郡遠軽町大通北5丁目1-40	(0158)42-0110
北見方面網走警察署	網走市南6条東5丁目1	(0152)43-0110
北見方面美幌警察署	網走郡美幌町字大通南1丁目19	(0152)72-0110
北見方面斜里警察署	斜里郡斜里町本町43-6	(0152)23-0110
北見方面紋別警察署	紋別市南分丘町1丁目5-16	(0158)23-0110
北見方面興部警察署	紋別郡興部町字興部755-3	(0158)82-2110

選挙運動用自動車に係る設備外積載等許可申請について

1 設備外積載（選挙用看板の積載）許可基準

選挙用看板の積載の許可基準については従来と変わりません。
当該看板を車両に積載した状態で

- ・ 看板の高さは地上高3.8m（軽自動車2.5m）以内
 - ・ 看板の幅は、自動車検査証に記載されている車両の全幅以内
 - ・ 看板の長さは、自動車検査証に記載されている車両の全長以内
- で、看板から突出しているもの（スピーカー、照明）があれば、その突出している物の先端部分から測定して、上記の範囲内であることが必要です。

2 改正点

(1) 事前審査、本審査の廃止

従来は、告示日前に選挙用看板を取付けた状態で車両を持ち込んでもらい、事前審査と告示日当日の本審査等看板の実測を実施していましたが、今後は、このような審査は実施せず、関係書類が添付された設備外積載等許可申請書の提出による書類審査となります。

(2) 申請車両の運転期間・運転経路

ア 運転期間

運転期間は、選挙運動期間中（告示日から投票日の前日まで）と使用する選挙用自動車に選挙用看板を取付けてから選挙区などへの選挙用自動車を搬送する期間も含まれます。

従って、実際に当該車両の運行を開始する日から選挙運動期間を経て運行を終了する日までとなります。

イ 運転経路

選挙運動用自動車の運行範囲が選挙区内に限られる場合は、従来と変わりませんが、選挙用自動車の運行を開始する場所と選挙区が異なる場合は、注意が必要です。

例：A市で看板を取付けた選挙用自動車を届け出をする選挙管理委員会の所在地B市に持ち込んで選挙運動を行い、選挙後、再びA市に戻る場合の運転経路については

出発地～A市
経由地～B市及び選挙区一円
目的地～A市

と1本の許可申請とし、選挙運動期間中は別として

A市～B市
B市～A市

までの運転経路図の添付が必要となります。

(3) 運転者

選挙用自動車を選挙運動期間中に選挙区内で運転する人のみならず、搬送する際に運転する人も運転者となりますので、当該車両を運転する可能性がある人全員が運転者となります。請書の提出

(4) 設備外積載等許可申請書の提出期限

設備外積載等許可申請書は、個別に中標津警察署交通課許可窓口（交番、駐在所では受理できません）に提出して下さい。

事務手続き上、運行を開始する日の4日前までに提出をお願いします。

閉庁日には申請書の受理と許可証の交付は出来ませんので、余裕をもって申請して下さい。

イ 添付書類

選挙用自動車に選挙用看板を取付けた状態で、当該車両の前後左右をデジタルカメラで撮影したカラー画像に、実測した看板等の寸法を記載して申請書に添付して下さい。

また、上記(2)アのような場合は、運行経路図を添付していただきます。

※ 不明な点がある場合は、必ず事前に中標津警察署交通課(0153-72-0110)までお問い合わせ下さい。(平日午前8時45分から午後5時30分まで)

	運転者の氏名	免許の種類	免許証番号
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

注:運転者が2名以上の場合記載する

別記様式第四（第八条関係）

制限外積載 設備外積載 荷台乗車										① 許可申請書		② 年 月 日					
③ 警察署長 殿										④ 申請者 住 所 氏 名							
申請者の免許の種類		⑤		免許証番号		⑥											
車両の種類		⑦		番号 標 に る 番 号 を 示 す		⑧											
⑨ 車両の諸元		長		幅		高		さ		最大積載重量 kg							
		m		m		m		m									
運搬品名		⑩															
制限を超える大きさ 又は重量		⑪		長		さ		幅		高		さ		重 量 kg			
制限を超える積載の 方法		⑫		前		後		左		右		m					
設備外積載の場所		⑬		荷台に乗せる人員													
運転の期間		⑭		年 月 日から		年 月 日まで											
運転経路		⑮		出 発 地		経 由 地		目 的 地									
		⑯		通行する道路													
第 号														⑰ 制限外許可証			
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。																	
条 件																	
年 月 日														警察署長		印	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

記入要領

- ① 許可内容
該当する許可を囲みます。
- ② 日付
警察署への申請日を記載します。
- ③ 警察署名
申請先（出発地を管轄する警察署）の警察署名を記載します。
- ④ 申請者
申請車両の運転者の住所、氏名を記載します。（運転者が複数いる場合は、申請者欄に連記または別紙に記載してください。）
- ⑤ 申請者の免許の種類
申請者の運転免許の種類（大型、準中型、普通等）を記載します。
※ 最上位の免許種別を記載してください。
- ⑥ 免許証番号
申請者の運転免許証番号を記載します。
- ⑦ 車両の種類
自動車検査証上の自動車の種別、用途等を記載します。
- ⑧ 番号標に表示されている番号
車両番号（ナンバー）を記載します。
- ⑨ 車両の諸元
自動車検査証上の自動車の長さ、幅、高さ、最大積載量を記載します。（トレーラ連結車等の場合は、連結状態の長さを記載します。）
- ⑩ 運搬品名
運搬品名を具体的に記載します。
- ⑪ 制限を超える大きさ又は重量
実際に制限を超える積載物の大きさ等を正確に記載します。
． 長さ：積載物の長さ（車長×1.2倍）の値を記載してください。
． 幅：積載物の幅（自動車の幅×1.2倍）の値を記載してください。
． 高さ：積載物を積載した状態での車の高さが3.8m（道路交通法施行細則に定める高さ指定道路は4.1m）を超える場合に超える値を記載してください。
- ⑫ 制限を超える積載の方法
車体からはみ出る大きさを記載します。
． 長さ：前後それぞれのはみ出る長さ（車長×0.1）の値を記載してください。
． 幅：左右それぞれのはみ出る幅（自動車の幅×0.1）の値を記載してください。
- ⑬ 設備外積載の場所
積載する場所を具体的に記載します。（設備外積載許可のみ記載）
- ⑭ 荷台に乗せる人員
荷台に乗せる人員を記載します。（荷台乗車許可のみ記載）
- ⑮ 運転の期間
実際に運行に要する期間を記載します。
- ⑯ 運転経路
具体的な運行経路を記載します。
- ⑰ 制限外許可証

制限外許可証欄は警察署において記載しますので、空欄としてください。

注 1 積載方法等により、許可できない場合があります。

注 2 積載方法や車両の大きさにより、道路法に基づき道路管理者の許可（特殊車両通行許可）が別に必要な場合があります。

注 3 申請書は2通提出してください。

注 4 運転経路が他都府県に及ぶなど長距離に渡る場合は、許可証交付までに日数を要することがありますので、出発予定日から余裕を持って申請してください。

2 車検証の写し

自動車検査証 (写し)

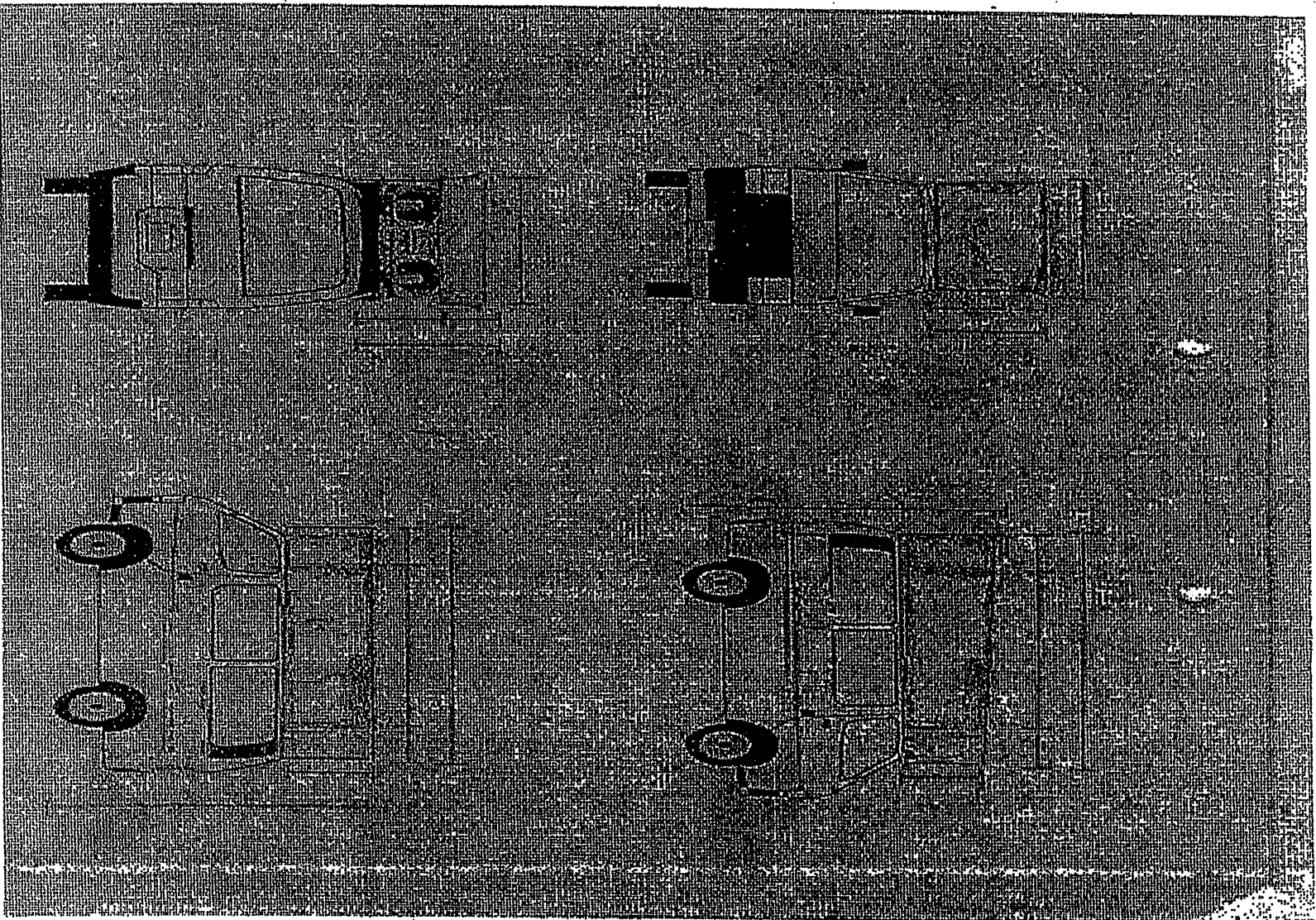
3 運転免許証 (写し)

※ 予備運転者がいる場合は「別紙」に記載し、予備運転者の免許証の写しも添付する。

表

裏

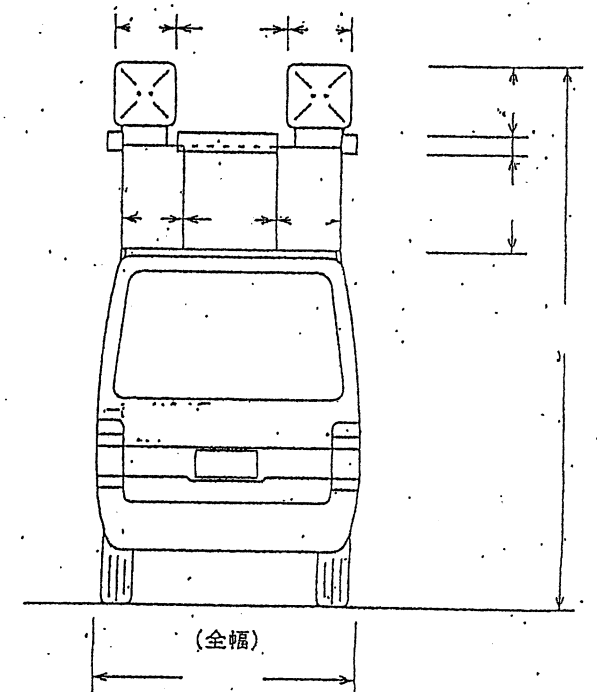
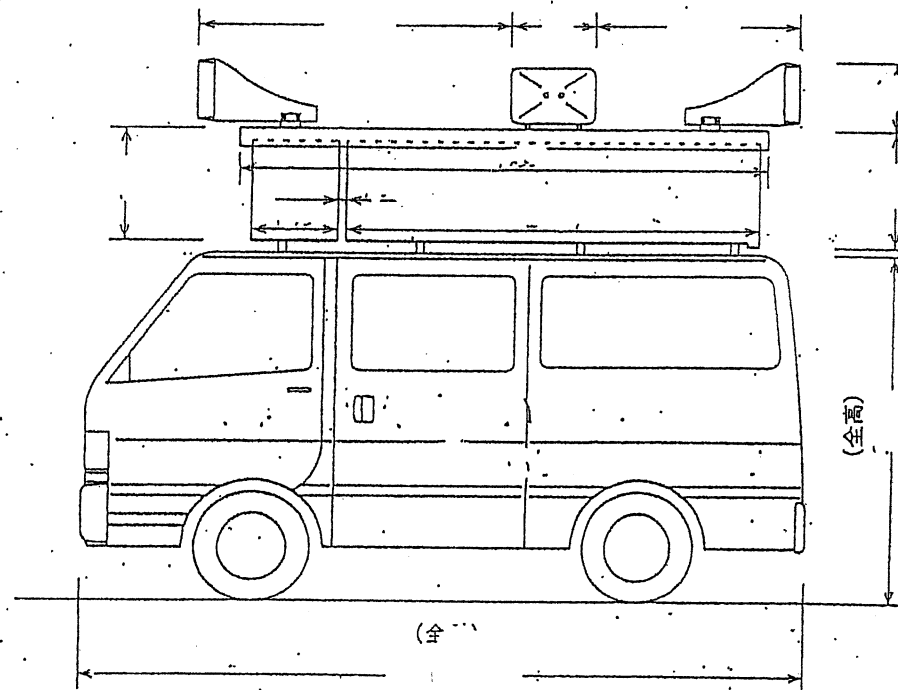
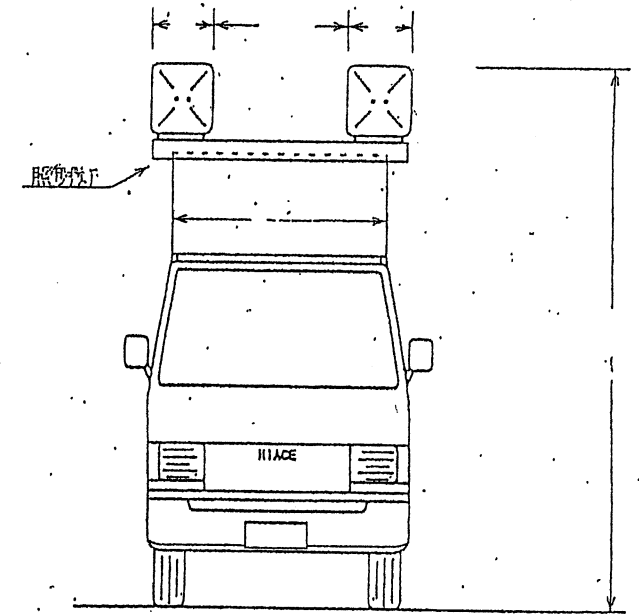
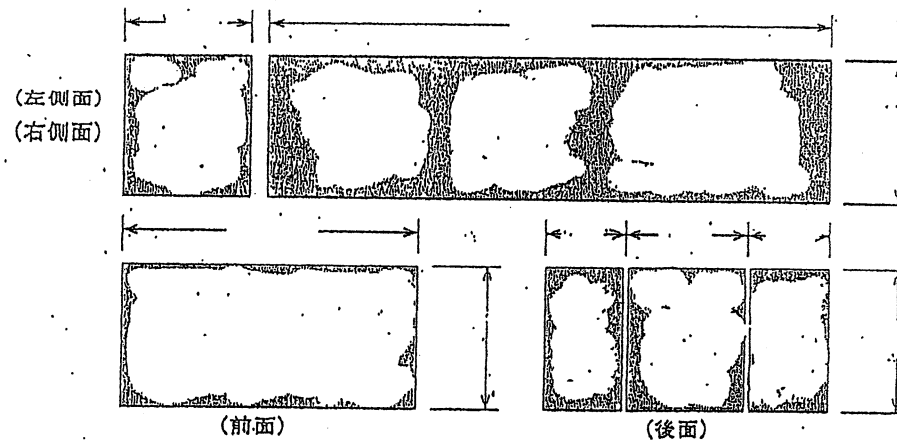
4 設備外積載図面（各寸法を計測し記載）



設備外積載図面

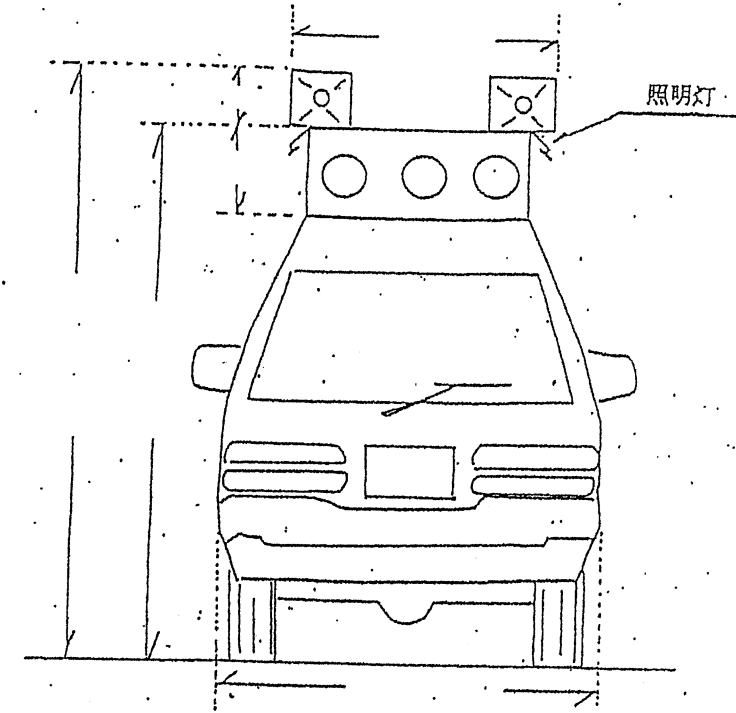
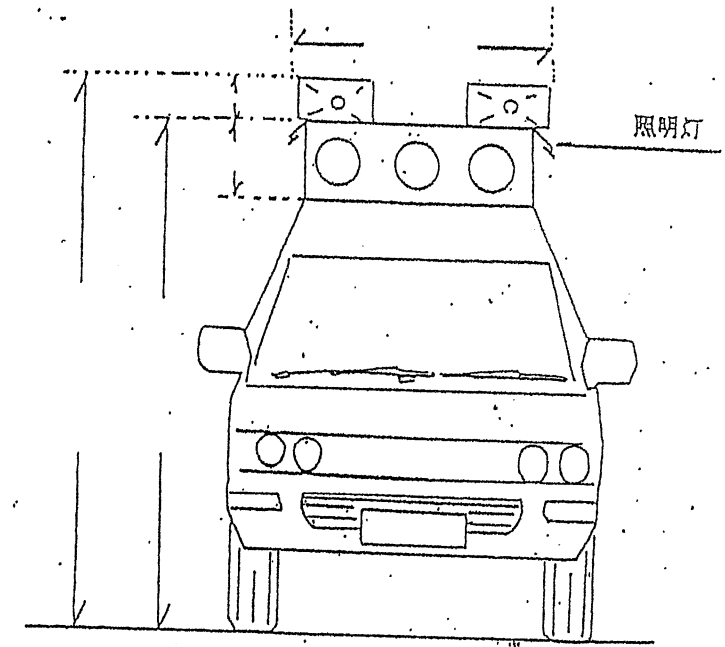
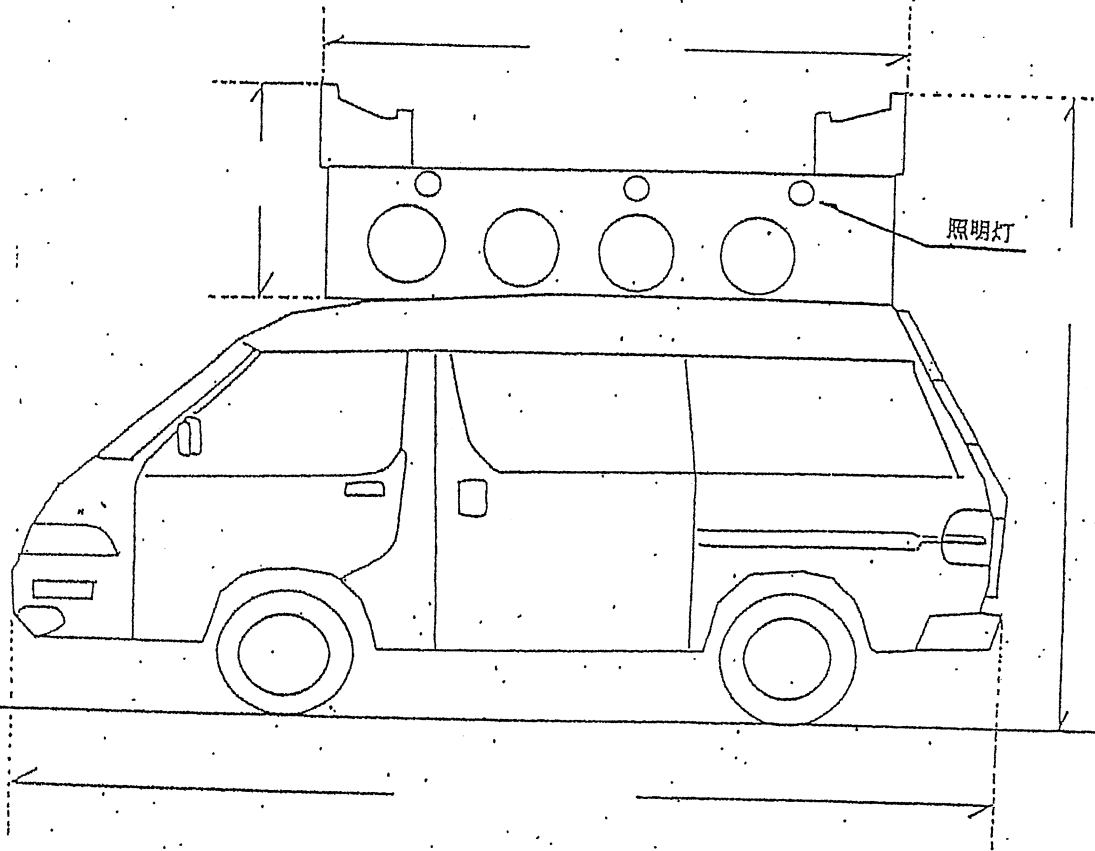
候補者名 _____

(看板の概略)



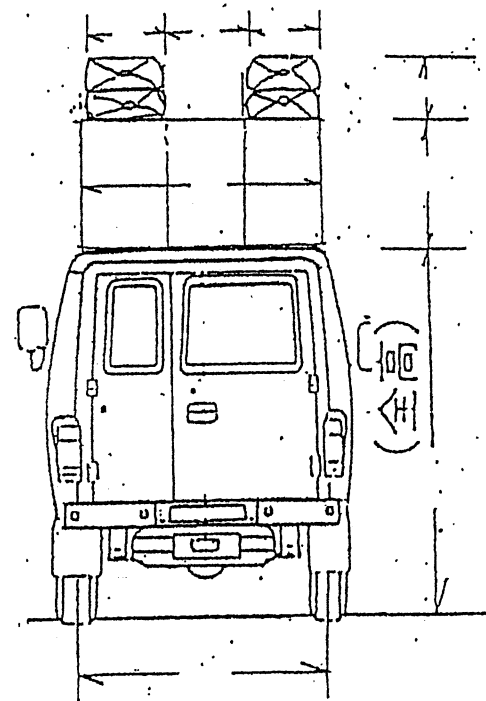
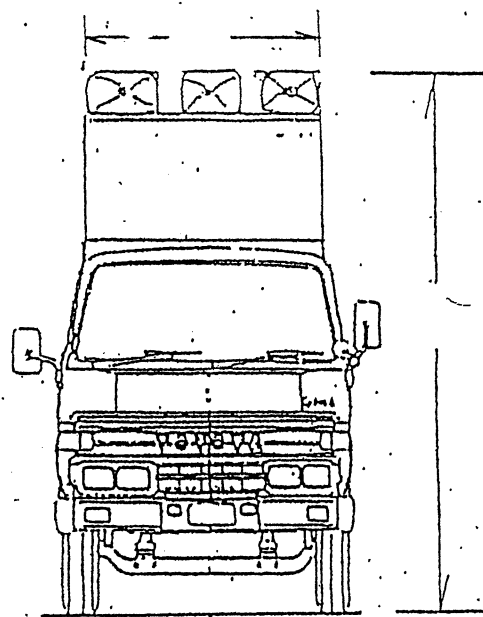
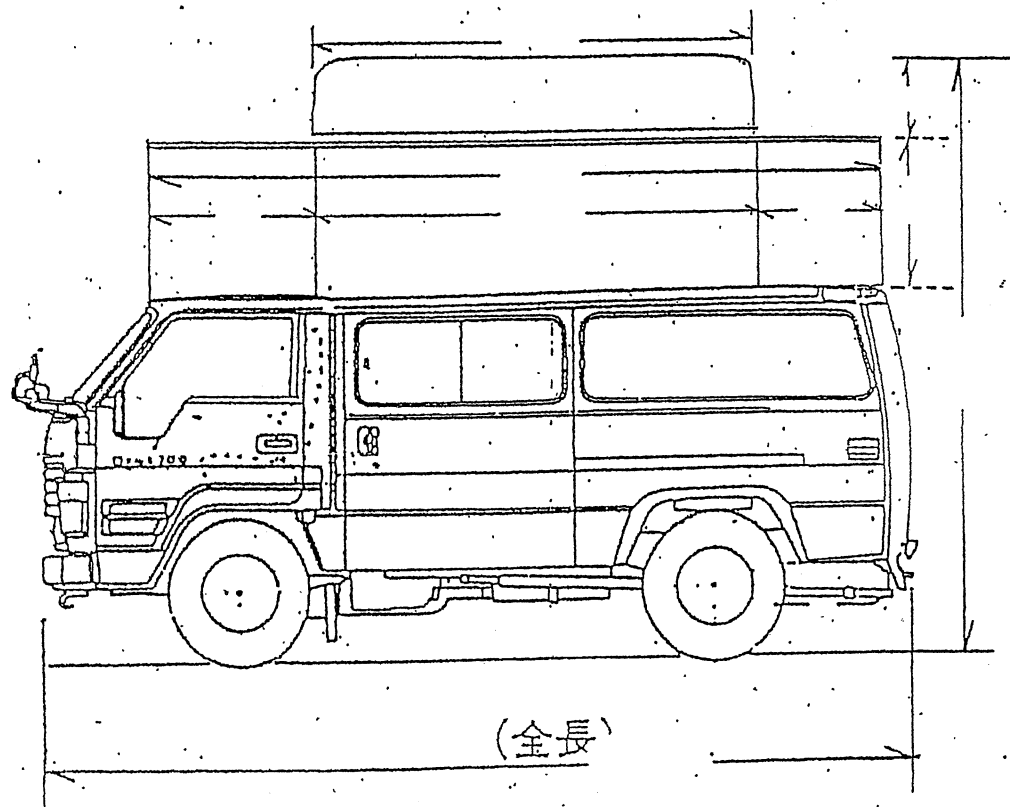
設備外積載図面

候補者名



設備外積載図面

候補者名



5. 申請車両の写真（デジカメ可）

前面

後面

右側面

左側面